

ノートパソコン（32台）賃貸借保守

仕 様 書

(庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借に関する契約)

(令和8年4月1日導入分)

川崎市

交通局企画管理部庶務課

1 庁内情報環境整備で借入するパソコン 컴퓨터等の用途

交通局（以下「発注者」という。）の情報化を推進するため、発注者にパソコン 컴퓨터等を配置し、共通事務のOA化、インターネット・イントラネットシステムによる情報の共有化を推進する。

2 全般的事項

（1）信頼性

- ア 借入物件については、受託者が責任をもって調達すること。
- イ 借入物件については、各借入物件間の整合性を保ちつつ、最新の製品であり、新品であること。
- ウ 契約期間内での借入物件にかかる部品等の供給が、適正になされること。
- エ 物件にかかる品質管理体制を有していること。
- オ 借入物件に欠陥が発見されたときは、迅速かつ的確に対応すること。

（2）運用開始時期、導入場所及び支払について

- ア 運用開始時期 令和8年4月1日（詳細は別途協議し決定する）
- イ 設置場所 交通局本局 川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル9階
交通局塩浜営業所 川崎区塩浜2-2-1
交通局鷺ヶ峰営業所 宮前区菅生ケ丘41-1
- ウ 支払 貸借保守料の支払いは、月（1日から末日まで）払いとする

（3）導入条件

- ア 入札に当たっては、リース期間を60か月とし、運用期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- イ 借入物件については、本調達のOAソフトが確実に動作することを条件とし、川崎市イントラネットシステムが円滑に運用できるように考慮すること。
- ウ ソフトウェア及びハードウェアの組み合わせにおいて、契約期間を通じサポートが提供されるものでなくてはならない。契約期間中のサポート期間終了が既知または公に予想されている場合、受託者はサポートを提供するための手段を講じ、その費用は受託者が負担すること。
- エ 借入物件のパソコン 컴퓨터については、形式ごとに同一のハードディスクドライブイメージで動作が可能なものとすること。
- オ 借入物件のハードウェア及びソフトウェアのマニュアルは、原則として日本語表記のものとする。また、そのマニュアルは、それぞれについて調達予定数を提供すること。ただし、ライセンス契約によるOAソフトについてはこの限りでない。
- カ 借入物件の障害発生時は速やかに対応（オンラインサポート）すること。
- キ ウイルスワクチンソフトウェアについては、契約期間中5年間ライセンスの更新を行うこと。
- ク 発注者がライセンスを保有しているものを除き、導入作業期間及び契約期間を通じてライセンス違反に抵触しないこと。導入作業期間中のライセンス費用は、受託者が負担すること。
- ケ リース期間に含む月額保守料については、無償保証の期間を含んで、リース期間中の保守料を60か月で割り返した金額とすること。
- コ 借入物件については動産総合保険に加入すること。
- サ 導入作業に当たっては、現在ネットワークを使用している各システムに影響を与えることのないようにすることとし、契約に伴う設定・設置その他関連作業は、運用期間の開始まで

に完了させること。なお、その作業に係る経費については、受託者の負担とする。

シ 賃貸借契約が完了し、当該機器を撤去する場合に要する全ての費用は、受託者の負担とすること。

ス 受託者は、借入物件の搬入、据付及び撤去の際に、施設、機械等の損壊が生じた場合は、受託者の責任においてこれを補償すること。

(4) 情報セキュリティの確保

受託者は、個人情報の保護に留意し、川崎市が定める条例、規程、規則その他関係法令を遵守するとともに、次の事項に留意し、セキュリティの確保に努めること。

なお、本契約が終了した後も同様とし、違反した場合は、関係法令の罰則規定が適用される。

ア 秘密の保持

受託者は、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

イ 再契約の禁止又は制限

受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に再契約してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

ウ 指示目的外の利用

受託者は、本契約の履行に必要な業務内容を他の用途に使用してはならない。

エ 第三者への提供の禁止

受託者は、あらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、本契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

オ データの複写及び複製の禁止

受託者は、発注者に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

カ 事故発生時における報告義務

受託者は、本契約の履行による納品物の納入前に事故が発生したときは、その事故発生の理由にいかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

キ データファイルの帰属権

(ア) 記憶媒体等に記憶された本契約に関する情報は、本契約の履行のために発注者が提供した発注者の情報であって、受託者は、その内容を侵す一切の行為をしないことを発注者に保証すること。

(イ) 発注者及び受託者は、本契約に関する全ての情報の記録等、本契約の履行に必要なものは、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受託者が所有するソフトウェア及び著作権で、本契約の履行のために適用したものについては、この限りでない。

(ウ) 受託者は、本契約の履行による納品物、記憶媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

ク 身分証明書の提示

本契約の作業に従事する者は、身分証明書を携帯し、発注者からの請求がある場合には、直ちに提示すること。

ケ 名札の着用

本契約の作業に従事する者は、その旨を明記した名札を用意し、必ず着用すること。ただし、発注者から特別の指示があったときは、発注者の指示に従うこと。

(5) データの保管及び破棄

ア 受託者は、本契約の履行に関する納品物、記憶媒体等については、必ず保管庫等に格納するとともに、施錠するなどの安全な方法で保管すること。

- イ 受託者は、記憶媒体等に記憶された本契約に関する情報について、発注者の検査終了後速やかに判読不能にし、全て破棄しなければならない。ただし、発注者から特別の指示があつたときは、発注者の指示に従うものとする。
- ウ 発注者は、受託者に対し本契約の履行に関する納品物、記憶媒体等の保護管理に関する状況について、立入調査及び報告を求めることができる。
- エ 受託者は、機器の修理等により、記憶装置の交換を行った場合は、リース期間満了まで、取り外した記憶装置を発注者に預けること。
- オ 受託者は、リース契約期間終了時に、発注者に預けた記憶装置も含め、借入物件に記録された全ての情報を抹消し、情報消去証明書又は報告書を提出すること。また、これに係る費用は受託者の負担とすること。

3 借入物件の仕様及び数量（本局及び営業所計画配置用）

- (1) パーソナルコンピュータ ノートブック型 32台
 - ア タイプ： P C / A T 互換機
 - イ C P U : Core i5-1335U 以上
※ 同等スペックの他世代 CPU も可能とする。
 - ウ メモリ： 16 G B 以上
 - エ インターフェース： L ANアダプタ (1000Base-T、100Base-TX、10Base-T) を内蔵すること。
無線 L ANアダプタ (IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠) を内蔵すること。
U S B ポート (TypeA) を 3 個以上及び HDMI 出力端子を搭載すること。
 - オ ストレージ： S S D 256 G B 以上
※ パーティションを分割し、C ドライブに 150 G B 、D ドライブに残りの容量を割り当てる。
 - カ 光学ドライブ： D V D スーパーマルチドライブ 内蔵式
 - キ ディスプレイ： 15.6 インチカラー液晶ディスプレイ
 - ク 基本 O S : 64bit 版 Microsoft Windows 11 Pro
※ 本市から提供するインストールメディアを用い、Windows 11 Enterprise 24H2 にしてから導入すること。なお、Enterprise 版を利用するためのソフトウェアアシュアランス権 (SA 権) については、本市デジタル化施策推進室から貸与するので、その設定作業を行うこと。また、24H2 を利用するための設定作業は受託者にて対応すること。
 - ケ キーボード： J I S 標準配列又は J I S 準拠のものとし、テンキーを備える。
 - コ マウス： スクロール機能付 U S B マウス
 - サ 電源： 内蔵式バッテリー及び A C 電源
 - シ W E B カメラ等： カメラ (有効画素数 92 万画素程度) 及びマイクを内蔵すること。
 - ス セキュリティワイヤー： ダイヤル式を装備すること。なお、発注者が希望した場合は、必要数を無償で譲渡すること。
 - セ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) で定められている判断基準を満たしている機器を導入すること。
 - ソ 電磁波対策は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会 (VCCI) 等の定める基準を考慮すること。

(2) OAソフト（上記（1）にインストールして導入）

ア ブラウザソフト： Microsoft Edge

イ ウイルス対策ソフト： ウイルス対策として Symantec Endpoint Protection 14 及び Cisco Secure Endpoint (EPP 機能)、セキュリティ監視として Cisco Secure Endpoint (EDR 機能)を導入すること。ライセンスについては、本市デジタル化施策推進室から貸与するので調達の必要はない。その設定作業は受託者が行うこと。なお、当該貸与に係る手続きは発注者が行う。

ウ Office 製品： Microsoft 365 (64bit)

※ ライセンスについては、本市デジタル化施策推進室から貸与するため調達の必要はない。その設定作業については受託者が行うこと。

エ ドキュメントハンドリングソフト： DocuWorks Ver 10 (川崎市版)

オ 上記OSで動作可能なDVD再生、書き込みソフト

カ 神奈川セキュリティクラウド (KSC)

別途、発注者の指示に従い、設定等の作業を行うこと。

※ 今回調達する上記各ライセンスについては、川崎市役所専用となるため、価格レベル等の詳細については、各ソフトウェアベンダに確認を行うこと。

4 導入作業

- (1) 借入物件の搬入・据付・調整等に当たっては、事前に日程及び作業方法にかかる書面を提出するとともに発注者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、発注者の指示に従い、事前設定を行うためのマスター機を作成して、発注者の承認を受けること。
- (3) 発注者の指示に従い、運用開始期日までにハードウェアの接続、ソフトウェア（今回導入ソフトウェア及び発注者支給のソフトウェア）のインストール及び動作確認並びに各種設定（画面、プリンタへの出力設定、スキャナーへの接続設定、ネットワークの設定、電子メールアカウント設定等）、パソコン管理情報（IP アドレス、所属、管理番号等）の入力を行うこと。
- (4) マニュアルは、ハードウェア等の納入時に併せて搬入すること。
- (5) 空箱、梱包材は受託者が持ち帰ること。
- (6) 機器管理シール（保護シール付き、内容は別記※）及び保守連絡先シールを作成し、納品機器に貼付すること。
- (7) その他、詳細については、別途打合せとする。

別記※



(IP アドレス、コンピュータ名は別途指示)

IPアドレス

コンピュータ名

5 機器の設置

(1) 設定

次の設定・ドライバ及びソフトウェアのインストール作業を行う。

ア プリンタ設定（原則PC1台あたり接続するプリンタは3台程度）

イ スキャナー設定（原則PC1台あたり接続するスキャナーは1台）

ウ その他、発注者が必要と認めるソフトウェア及びドライバのインストール及び設定

(2) 動作確認

設置した機器は、次の動作確認を行い、動作確認報告書として取りまとめること。

ア 外装等の状態確認

イ OSの起動確認

ウ 構成情報の確認

エ 認証及びセキュリティソフトの動作確認

オ ネットワーク接続の確認

カ 業務システムへの接続確認

キ スキャナー・プリンタ等周辺機器の入出力確認

(3) 設置作業実施後

設置作業の報告及び動作確認の報告を取りまとめ、発注者へ提出し承認を受けること。

6 受託者が機器納入と併せて必要な提出資料

(1) 導入機器マニュアル

(2) 環境設定書（パソコン）

(3) 保守体制表

(4) 導入報告書

(5) 誓約書（様式1）

(6) その他、発注者担当職員と協議の上、必要な資料を適宜提出すること。

7 保守要件

(1) 保守対象

保守対象については本件で調達予定である全ての機器とする。

(2) 保守対応時間

8：30～18：00（発注者の休日を除く）

ただし、緊急を要する場合は、その他の時間でも対応すること。

(3) 保守内容

ア 故障発生時には、発注者の依頼に応じて速やかに調査すること。

イ 機器が故障した際は、速やかに設置場所において、部品の交換等必要な対応を取ること。
(オンサイト保守)

ウ ハードディスク障害時には、設置場所において「4 導入作業（3）」に記載の作業を行い、運用開始時の状態に復元すること。

エ 保守についての受付窓口は一本化すること。

8 その他

この仕様に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度協議すること。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 川崎市交通局長

住 所

会 社 名

担当者名

印

本契約を履行するに当たり、川崎市情報セキュリティ基準等を遵守し、交通発注者の諸施設に出入りする際の安全管理に努め、データを適切に取り扱い、知り得た秘密は一切第三者に漏らさないことを誓います。

契 約 名	
契約の内容	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで